

# 久慈市放課後児童健全育成事業委託公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月

久慈市 生活福祉部 こども家庭センター

## 1 趣旨

本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等の遊び及び生活の場を提供し児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業を実施している。

現在、事業を実施している久慈湊学童ひまわりクラブ（以下、「放課後児童クラブ」という。）について、父母会（保護者による任意団体）による運営から法人による運営へと移行させることで、事業の円滑化を図ることを目的とし、本実施要綱に定めるとおり、新規事業者を募集する。

募集にあたっては、児童や保護者の視点に立った良質なサービスを提供するため、プロポーザル方式により民間事業者から広く提案を募り、総合的な事業者の技量を適正に審査したうえで、最も適した提案を行った事業者を選定する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

令和8年度放課後児童健全育成事業委託

### (2) 業務内容

放課後児童クラブにおいて、放課後児童健全育成事業を実施する。

詳細は「仕様書」を参照すること。

### (3) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

業務の履行状況に問題がない場合、業務期間終了以降も単年度ごとに継続契約する予定である。ただし、次に該当する場合には、上記の対象としない。

- ① 契約の解除理由に該当する場合
- ② 業務履行状況が良好と評価されなかった場合
- ③ 市からの改善指導・助言・勧告に従わない等、運営に支障をきたすおそれがあると判断された場合
- ④ 経営状況が悪化した場合
- ⑤ 社会的信用の失墜行為があった場合
- ⑥ 本事業の内容に大幅な変更が生じ、改めて選定等が必要となった場合

### (4) 業務履行事業所

次の事業所において業務を履行すること。

久慈市湊町第15地割13番地1 久慈湊学童ひまわりクラブ

(5) 事務局

名 称 久慈市 生活福祉部 こども家庭センター 子育て支援係  
住 所 〒028-0014 岩手県久慈市旭町 8-100-1 元気の泉内  
電話番号 0194-52-2169  
F A X 0194-52-3197  
E - Mail kosodatetantou2@city.kuji.iwate.jp

### 3 提案限度額

次の金額（第二種社会福祉事業該当のため非課税）を上限額とする。

提案限度額	23,270,000 円
-------	--------------

上記の提案限度額は、令和7年4月3日時点における「子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知）」別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び令和7年4月1日時点の各事業所における利用児童数及び利用料単価に基づき、別紙放課後児童健全育成事業委託提案限度額計算書のとおり算出した金額である。実際の契約額は、契約日時点において定められた上記交付要綱等に基づいて算出し、両者協議のうえ決定するものとする（利用料金は委託契約の対象外とし、運営者が利用者から直接徴収し運用することとする）。

なお、提案額には、次のものは含まないこととする。

- ・ 事業所の修繕費及び備品購入費のうち、仕様書の別表2「経費の負担区分」により「両者協議」とされているものの実施に要する経費
- ・ 事業者変更に伴う準備・引継ぎに要する経費
- ・ 障害児受入強化推進事業（3人以上の障害児を受け入れるための職員の加配や医療的ケア児受入のための看護師配置等）に要する人件費
- ・ 入会金及び月額利用料等の基本的な利用料以外の利用者負担金を直接充てて実施する事業に要する経費（イベント参加のための実費等）。

### 4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有する者であり、かつ久慈市内に事業所を有していること。
- (2) 現に社会福祉事業を行っている者、または本市において競争入札参加資格を有している者。ただし、以下の書類を提出する場合は、この限りではない。
  - ① 履歴事項全部証明書（法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの））
  - ② 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
  - ③ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- (3) 市営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成18年3月6日久慈市告示第15号）による指名停止を受けていないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 経営状態について、次の要件を満たしていること。
  - ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - ③ 手形又は小切手が不渡りになっていないこと。
  - ④ 直近の決算において、自己資本がマイナスになっていないこと。
  - ⑤ 国税及び久慈市の市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

## 5 失格事項

次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合。
- (4) 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合。
- (5) 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合。
- (6) 審査委員または事務局等関係者に不正な接触をするなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

## 6 業務契約者の決定、業務開始までの日程

内 容	日 程
公告	令和 7 年 7 月 1 日
現地見学会参加申込期限	令和 7 年 7 月 10 日 正午
現地見学会	令和 7 年 7 月 11 日
質問書の受付期限	令和 7 年 7 月 18 日 正午
質問書の回答期日	令和 7 年 7 月 25 日 正午
参加申込書の受付期限	令和 7 年 8 月 20 日 正午
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 8 月 26 日まで
提案書の受付期限	令和 7 年 9 月 11 日 正午
業務提案書プレゼンテーション	令和 7 年 9 月 22 日

業務契約候補者の決定通知	令和 7 年 9 月下旬以降
契約の締結	令和 8 年 4 月 1 日
運営開始	令和 8 年 4 月 1 日

※日程については変更となる場合がある。

## 7 現地見学会

本プロポーザルへの参加にあたり、希望者に対して、次のとおり現地見学会を実施する。なお、現地見学会への参加の有無は、契約候補者の選考には影響しない。

### (1) 見学日時

令和 7 年 7 月 11 日（金） 10：30～

### (2) 提出書類等

- ① 提出書類 現地見学会参加申込書（様式第 1 号）
- ② 提出期限 令和 7 年 7 月 10 日（木）正午まで
- ③ 提出方法 事務局まで持参、F A X、電子メールのいずれかによること。なお、F A X、電子メールの場合は、送信後、事務局へ電話確認すること。

## 8 質問書の提出

本実施要領及び仕様書の内容等への質問は、次によること。

### (1) 提出書類等

- ① 提出書類 質問書（様式第 3 号）
- ② 提出期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）正午まで
- ③ 提出方法 事務局に電子メールにより提出することとし、必ず電話にて受信確認を行うこと。

なお、電子メールの件名には「放課後児童健全育成事業プロポーザル質問書」と記載すること。

### (2) 回答

令和 7 年 7 月 25 日（金）正午までに、本市ホームページにより公表する。なお、質問事項の内容により回答できない場合がある。

## 9 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類（各 1 部）を提出すること。

### (1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加申込書（兼参加資格誓約書）（様式第 2 号）	

2	会社概要書（様式第4号）	
<b>「現に社会福祉事業を行っている者、または本市における競争入札参加資格を有している者」以外の者は、以下の書類を提出すること。</b>		
5	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
6	印鑑証明書	発行後3ヶ月以内のもの
7	直近1年分の財務諸表	貸借対照表、損益計算書等
8	納税証明書	①国税（法人税並びに消費税及び地方消費税） ②市税（久慈市の法人市民税及び固定資産税） ※ 課税がない場合は、課税がないこと、または滞納がないことを証する書類とする。

(2) 提出期限

令和7年8月20日（水）正午まで

(3) 提出方法

事務局まで持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加申込書を提出した全ての応募者に対して、資格審査を行い、令和7年8月26日（火）までに「参加資格審査結果通知書（様式第8号）」をもって、審査結果を通知する。

(5) 辞退表明

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ連絡のうえ、辞退の理由を明記した文書を提出すること。

## 10 企画提案書の提出

本プロポーザルの提案者は、次のとおり企画提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出期間

令和7年9月11日（木）正午まで

(2) 提出方法

事務局まで持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出部数

各8部

(4) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第5号）

- ② 見積書（様式第 6 号及び様式第 6 号見積書別紙）
- ③ 事業実績書（様式第 7 号）

## 11 企画提案書等の作成方法及び留意事項

- (1) 用紙サイズについて、A 4 版縦を基本とし、A 3 版の折り込みを可とする。また、裏表紙、目次を除き、合計 40 頁を上限とする。A 3 版は 2 頁とみなす。可能な限り、両面印刷とすること。
- (2) 企画提案書には、下記「12 審査・選定（5）評価基準」に記載する事項について記載すること。なお、30 分で説明できる内容とすること。
- (3) 企画提案書は散逸しないような形で綴ること。
- (4) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、専門知識のない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。
- (5) 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。

また、積算内訳について、人件費及び仕様書の別表 2 「経費の分担区分」に記載する項目別に見積書に記載すること。

なお、上記「3 提案限度額」に記載する提案額の対象外経費については、見積金額から除くこと。

- (6) 見積書に記入する数字は、アラビア数字によること。【例】¥ 1 0 0, 0 0 0 -
- (7) 見積書の見積額が提案限度額を超過する場合には、参加を無効とするので留意すること。
- (8) 事業実績書には、おおむね過去 3 年以内（令和 4 年度以降）の事業実績を記入のうえ、同事業に係る実績の内容を確認できる書類（実績報告書、決算書等）があれば、写しを添付すること。

実績については、放課後児童健全育成事業及び児童福祉事業並びにその他社会福祉事業の実績を優先して記入すること。

## 12 審査・選定

- (1) 選定方法

事業者の選考に当たっては、久慈市放課後児童健全育成事業委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査会」という。）により契約候補者を選定する。

- (2) 審査方法

業務提案書、プレゼンテーションによる総合評価方式とする。

※ プロポーザル参加者が 1 業者である場合においても、上記方式による評価を行うものとする。

※ 審査委員の評価点の平均点が最も高い事業者を契約候補者とする。

※ 最も高い評価点を獲得した事業者が複数ある場合は、下記「(5)評価基準」の重要度 A の評価項目についてのみ平均し、その範囲において最も高い評価点を獲得した事業者を契約候補者とし、これも複数となる場合には、審査会の合議による優劣の比較を行い、契約候補者を選考する。

※ 審査会の評価点の平均が配点合計の 5 割（100 点）未満である場合は、契約候補者として選考しないものとする。

(3) プレゼンテーション要領

プレゼンテーションは、次の要領で事業者ごとに実施する。

① 参加人数

プレゼンテーションへの参加人数は、3 名までとする。

② 日時及び場所

- ・日時 令和 7 年 9 月 22 日（月）
- ・場所 元気の泉ボランティアルーム（久慈市旭町 8-100-1）

※ 詳細な日時は、プレゼンテーション参加要請書により通知する。

③ 実施時間

1 事業者あたり「プレゼンテーション 30 分以内」「ヒアリング 10 分以内」として実施する。また、準備・撤収に係る時間は含まない。

④ 実施方法

既出の業務提案書に基づき、下記（5）評価基準の表中の評価項目の順に、提案内容を説明すること（審査委員への提案書の事前配付は行わない）。なお、当日の追加資料の配付は認めない。

(5) 評価基準

審査における評価項目と、審査委員一人あたりの配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の視点	重要度	配点
運営方針・ 経営状況	①・本業務の趣旨を理解し、児童の健全育成の視点を持ち合わせた基本方針・運営目標となっているか。 ・法人の基本理念が本事業の目的に適合しているか。 ② 経営状況や組織の規模から、安定的な事業運営が期待できるか。	B	20 点
事業内容	③ 開所日と開所時間は適切か。 ④ 遊び、生活、学習、体験学習等の支援について、意欲的かつ十分な提案がなされているか。 ⑤ 育成支援内容の記録方法、個別支援計画の作成等、障害のある児童等の受入及び支援の	A	65 点

	<p>方法を具体的に定めているか。</p> <p>⑥・おやつを提供時間や提供方法等の工夫、長期休業中等における昼食の提供及び注文支援について、支援内容が充実しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等を防止するための対応に係るマニュアルを定め、運用をしているか。</li> </ul> <p>⑦・保護者に対する、育成支援の状況や児童の様子についての説明機会、お知らせ等の周知方法が具体的か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び地域関係者との連携方法が具体的か。</li> </ul> <p>⑧・子どもの人権や尊厳を守る責務の遵守のための取組み等、子どもの権利擁護に関する取組みがなされているか。</p>		
事業実施体制	<p>⑨ 必要な人員配置がなされているか。</p> <p>⑩ 賃金水準、労働条件は適切か。</p> <p>支援員等の昇任基準、給与基準、社会保険、就業規則その他福利厚生などの労働条件を書面により適切に定めているか。</p> <p>⑪ 質の向上に向けた研修実施計画や方針を定めているか。</p>	A	30点
運営管理	<p>⑫ 個人情報保護及び情報開示について、管理規定等を定めるとともに、全職員での共有が図られているか。</p> <p>⑬ 苦情解決の組織体制や取組みが具体的かつ徹底されているか。</p>	B	20点
安全対策・危機管理	<p>⑭ 衛生管理（感染症対策を含む）について、マニュアルの作成等、適切な対応策が示されているか。</p> <p>⑮ 事業所内外の事故・ケガの防止や発生時の対応、児童の通所及び帰宅における安全の確保等について、マニュアルの作成等、適切な対応策が示されているか。</p> <p>⑯ 災害発生への備えや災害発生時の対応と体制について、マニュアルや業務継続計画の作成等、適切な対応策が示されているか。</p>	A	50点

	<p>⑰ 不審者等への対応や体制について、マニュアルの作成等、適切な対策が示されているか。</p> <p>⑱ 児童虐待が疑われる場合など支援が必要な児童を発見した場合の関係機関との連携や児童への支援方法、緊急性があると思われる場合の対応と手順について具体的に定めているか。</p>		
事業実績書	<p>⑲・過去3年以内に放課後児童健全育成事業及び児童福祉事業並びにその他社会福祉事業の実施実績を有しており、円滑な業務実施が期待できるか。</p> <p>・上記社会福祉事業等の実施実績を有していないが、その他の事業実績から、円滑な業務実施が期待できるか。</p>	B	10点
見積書	<p>⑳ 提案内容との整合性がとれており、かつ妥当な金額であるか。</p> <p>評価の算出方法は次のとおりとする。</p> <p>ア 提案内容との整合性が取れていない場合 0点</p> <p>イ 提案内容との整合性が取れている場合 3 + { 1 - (見積額 ÷ 提案限度額) } × 配点 × 2</p> <p>※小数点以下は四捨五入。ただし、配点(5点)を上限值とする。</p>	B	5点
合計			200点

(6) 審査結果等の発表

審査結果等については、令和7年9月下旬以降に提案者へ通知するとともに、市ホームページで公表する。

(7) 審査会

ア 名称 久慈市放課後児童健全育成事業委託プロポーザル審査委員会

イ 審査委員 6人

13 事業委託契約の締結

「10 審査・選定」による契約候補者と令和8年度当初において随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を締結する。契約候補者との契約が成立しない場

合は、次点以降の提案者と順次交渉を行う。

なお、本公募型プロポーザル事業は、令和8年度の久慈市当初予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業である。予算が成立しない場合は、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生せず、契約締結も行わないものとする。このことにより、参加者に損失が生じた場合も、市は損害賠償の責を負わないものとする。

#### 14 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要したすべての経費は、提案者の負担とする。

#### 15 留意事項等

- (1) 提出書類は返還しない。
- (2) 提出書類は、提出期限前に限り訂正することができる。書類全部または一部の差し替えのほか、提出書類自体に記載して訂正する方法（誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。）により訂正すること。
- (3) 提案書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、久慈市は本業務のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 市は、上記（1）の場合を除き、提出書類を無断で使用しないものとする。  
ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、市長が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成18年3月6日久慈市規則第12号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (5) 市は、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- (6) 提案者は、本プロポーザルで知り得た情報等を、事務局の許可なく第三者へ提供してはならない。

(別紙) 放課後児童健全育成事業委託提案限度額計算書

【運営状況】

① 登録児童数 40人 (R7.4.1現在)

② 年間の開所日数 284日

③ 開所時間

平日 12時00分～19時00分 (計7時間)

土曜日 7時30分～18時00分 (計10時間30分)

長期休業 7時30分～19時00分 (計11時間30分)

④ 職員体制 常勤職員3人 (うち有資格者※3人)、非常勤職員3人 (うち有資格者※1人)

※: 放課後児童支援員資格

事業の種類	内容	提案限度額	(参考) R7事業実施計画に 基づく算定額
(1)放課後児童健全 育成事業 (運営費)  ※児童数、年間の開 所日数、開所時間に より算定。	・基本額 (児童数) 各月初日の登録児童数を平均した人数により算定。  基準額: 児童数が 36~45人の場合 6,939,000円	6,939,000	6,939,000
	・開所日数加算額 年間開所日数のうち250日を超えた日数により算定。  上限額: (年間開所日数【359日 (12/29~1/3を除いた日)】 - 250日) × 28,000円 = 3,052,000円 (参考) 年間開所日数が284日の場合 (284日 - 250日) × 28,000円 = 952,000円	3,052,000	952,000
	・長時間開所加算額 平日分: 18時半を超えて開所する時間の年間平均時間数により算定。 長期休業等分: 1日8時間を超えて開所する時間の年間平均時間数により算定。  提案上限額: 平日分18時半を超える時間【1時間】 × 720,000円 長期休業等分1日8時間を超える時間【3.5時間】 × 324,000円 (参考) 上記【運営状況】の開所時間で計算した場合 ・平日: 0.5時間 × 720,000円 = 360,000円 ・長期休業等: 2.98時間 × 324,000円 = 965,520円 ・合計 1,325,520円	1,854,000	1,325,520
(2)放課後児童クラ ブ支援事業 (障害児 受入推進事業)	障害児の受け入れに必要となる職員配置に要する費用の補助。  基準額: (1年間受入体制がある場合)2,232,000円	2,232,000	2,232,000
(3)放課後児童支援 員等処遇改善事業	職員の処遇改善のために要する経費の補助。平日18時30分を超えて開所、長期休業期間等1日8時間以上開所、年間250日以上開所、規定の育成支援 (学校との連携、保護者との連絡、防災等) に従事すること。  基準額: (上限)1,829,000円 (参考) 令和7年度の賃金改善計画額 905,300円	1,829,000	905,300

事業の種類	内 容	提案限度額	(参考) R7事業実施計画に 基づく算定額
(4)放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	支援員等とは別に、運営事務（施設内の消毒・清掃、会計事務、環境整備等）を行う職員の配置に要する経費の補助。 基準額：(上限)1,568,000円	1,568,000	1,568,000
(5)放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	経験年数・研修の受講状況に応じた職員の処遇改善を行うために要する経費の補助。 基準額：(上限)919,000円 (1) 経験年数5年未満の支援員を配置 131,000円×【0人】 (2)経験年数5年以上の支援員で、一定の研修を受講した者を配置 263,000円×【3人】 (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の支援員で、事業所長的立場にある者を配置 394,000円×【1人】 (参考) 令和7年度の賃金改善計画額 624,000円	919,000	624,000
(6)放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	職員に対して3%程度(月額9,000円相当)の賃金改善を行うために要する経費の補助。 基準額：(常勤4人の場合)528,000円 (参考) 令和7年度の賃金改善計画額 462,000円	528,000	462,000
(7) 放課後児童クラブ送迎支援事業	学校からの移動時等に車両等による送迎を行うために要する費用の補助。燃料費のみ対象。 基準額：(上限)581,000円	581,000	実施予定なし
(8)利用料収入 (おやつ代含む)	1 学年： 9 人 × 8,500 円 × 12 月 = 918,000 円 2 学年： 10 人 × 8,500 円 × 12 月 = 1,020,000 円 3 学年： 8 人 × 8,500 円 × 12 月 = 816,000 円 4 学年： 6 人 × 6,500 円 × 12 月 = 468,000 円 5 学年： 7 人 × 6,500 円 × 12 月 = 546,000 円 6 学年： 0 人 × 6,500 円 × 12 月 = 0 円 合計 3,768,000 円	3,768,000	3,768,000
合 計		23,270,000	18,775,820

※基準額は、令和7年度の単価（常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合）。

#### ○ 提案額（見積額）対象外事業

下記事業は、本プロポーザルの提案額（見積額）の対象外とする。

ただし、業務開始時以降において、事業実施要件を満たし、かつ事業を実施する必要があると認められる場合は、事業の実施に必要な経費を委託契約額に算入するものとする。

なお、本計算書に明示されていない下記以外の放課後健全育成事業についても、同様の取扱いとする。

障害児受入強化推進事業	3人以上の障害児を受け入れる場合、職員の複数人配置に要する費用の補助。 基準額：(1年間3人以上の障害児の受入実績がある場合)2,232,000円	—	実施予定なし
-------------	--	---	--------